

図書情報ネットワークシステム等更新及び保守業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、安城市（以下、「発注者」という。）が、図書情報ネットワークシステム等更新業務及びその後の保守業務を発注するにあたり、委託契約の相手方となる候補者（優先交渉権者）を、公募型プロポーザル方式により決定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

（1）図書情報ネットワークシステム等更新業務

ア 現行のネットワーク機器の入替を含めたネットワークシステム更新（構築）

（ア）ネットワークシステムの設計（基本設計及び詳細設計）

（イ）ネットワーク機器（ライセンス、モジュール等含む）の調達

（ウ）ネットワーク機器設置（更新）・設定

（エ）現行のネットワーク機器の撤去

（オ）現行のネットワーク機器の引き取り

（カ）完成図書作成

イ プロキシサーバ及びW i - F i インカム環境更新（構築）

（ア）プロキシサーバ及びW i - F i インカム環境の設計（基本設計及び詳細設計）

（イ）物理機器、ライセンス等の調達

（ウ）機器設置（更新）・設定

（エ）現行機器の撤去

（オ）現行機器の引き取り

（カ）完成図書作成

（2）図書情報ネットワークシステム等保守業務

図書情報ネットワークシステム等更新後、5年間の機器保守対応等

ア 機器保守対応

イ 監視対応

ウ 障害対応

エ 設定変更対応

オ 運用サポート

（3）業務場所

安城市図書情報館ほか市内一円

（4）履行期間（予定）

ア 図書情報ネットワークシステム等更新業務

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

イ 図書情報ネットワークシステム等保守業務

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

※年度ごとに別途契約予定

(5) 委託料限度額

ア 図書情報ネットワークシステム等更新業務限度額

総額金108,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

本業務は2か年に及ぶものであるが、請負代金の支払は、ネットワークシステム更新後（令和9年3月末予定）の一括払いとする。

イ 図書情報ネットワークシステム等保守業務

図書情報ネットワークシステム等保守業務については、本契約には含めないが、提案金額（見積）の限度額はないものの本プロポーザル内において提案金額（見積）を評価するものとする（「14 評価基準」参照）。

3 候補者（優先交渉権者）選定方式

書類審査とプレゼンテーション審査（質疑応答含む）による公募型プロポーザル方式で選定を行うこととする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる要件をすべて満たしている必要がある。

- (1) 安城市競争入札参加資格者名簿（物品・その他委託）に登録されていること。
- (2) 公告の日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告日から契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 平成27年度から令和6年度までに、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）発注のネットワークシステム更新、ネットワークシステム保守又はネットワークシステム構築業務を元請として完了した実績を有すること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。
- (7) 国家資格「ネットワークスペシャリスト」及びシスコ技術者認定資格「CCNP」又は「CCIE」有する技術者が従業員としていること。ただし、技術者1名で両資格を有している必要はない。

5 スケジュール

本プロポーザル及びスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

- (1) 本プロポーザル公告

令和7年11月12日（水）

(2) 仕様書を除く本業務に関する質問受付期間

公告から令和7年11月19日（水）午後5時まで

(3) 参加表明書提出期間

公告から令和7年11月26日（水）午後5時まで

※持参の場合は、開館日の午前9時から午後5時まで

(4) 仕様書交付期間

公告から令和7年12月3日（水）まで

※参加表明書を提出し、参加資格を満たすことが確認できた者にのみ交付

(5) 仕様書に関する質問受付期間

令和7年12月3日（水）から令和7年12月10日（水）午後5時まで

(6) 仕様書に関する質問回答日

令和7年12月17日（水）

(7) 技術提案書提出期間

令和7年12月18日（木）から令和8年1月14日（水）午後5時まで

※持参の場合は、開館日の午前9時から午後5時まで

(8) 技術提案会（プレゼンテーション）日時等通知

令和8年1月中

(9) 技術提案会（プレゼンテーション）

令和8年1月中

(10) 優先交渉権者の選定・結果発表

令和8年2月中

(11) 契約交渉・締結

令和8年2月～令和8年3月

(12) ネットワークシステム等設計

令和8年4月～令和8年6月

(13) ネットワーク機器等発注、納品、単体テスト等

令和8年4月～令和8年7月

(14) ネットワークシステム等の更新

令和8年8月～令和9年3月

(15) ネットワークシステム等の保守（令和9年度以降）

令和9年4月1日～令和14年3月31日

※本プロポーザル内のネットワークシステム保守の提案金額（見積）をもとに予算の範囲内で毎年度別途契約予定

6 仕様書を除く本業務に関する質問及び回答

仕様書を除く本業務に関する質問がある場合は、質問書（様式第1）に記載して提出すること。

(1) 質問受付期間

公告から令和7年11月19日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書は、電子メールに質問書（様式第1）を添付して提出することとし、電話等での質問には応じないものとする。

送信先メールアドレス：tosyo@city.anjo.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名前を伏せた上で本市ホームページ内の本プロポーザル実施要領等が掲載されているページ上で公表する

(4) 回答予定日

令和7年11月26日（水）までに回答。

7 参加表明書

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書（様式第2）等の提出書類を提出すること。

(1) 提出期間

公告から令和7年11月26日（水）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2）

イ 仕様書交付依頼書兼誓約書（様式第3）

ウ 保有する技術者の状況（様式任意）

（ア）国家資格「ネットワークスペシャリスト」の有資格者数

（イ）（ア）を除く本業務を遂行する上で有効と考えられる資格及びその有資格者数

エ 同種業務の実績（様式第4）

平成27年度から令和6年度までに、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）発注のネットワークシステム更新、ネットワークシステム保守又はネットワークシステム構築業務を元請として完了した実績。可能な限り詳細に記述することとし、実績件数は問わない。

オ 本業務の実施体制（様式任意）

本業務の実施体制が分かる体制図等。ただし、実施体制において「4 参加資格（7）」の有資格者がどのように本業務に携わるのかを明記すること。

カ 「4 参加資格（6）」を満たすことが証明できる認証の写し

キ 「4 参加資格（7）」を満たすことが証明できる技術者1名分の認証の写し。

(3) 提出方法等

提出期間内に安城市図書情報館まで持参（土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る）により提出すること。持参する場合は、持参する旨を事前に電話連絡（0566-76-6111）することとし、郵送する場合も提出期間内

の必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、発注者は郵送事故等により提出期間内に届かない場合の責任は負わない。

8 仕様書交付

参加表明書を提出し、参加資格を満たすと判定された者に対して、仕様書の交付を行う。交付可否の連絡は、参加表明書提出日から1週間以内に発注者から電話連絡を行うこととし、交付を受ける者には、1者につき1部紙媒体で交付する。仕様書の交付日時は、発注者と協議の上、決定することとするが、次の交付場所にて交付を行うため安城市図書情報館に来庁できること。なお、参加資格要件を満たさないと判定された参加者には、その理由を付し、通知する。

(1) 交付場所

安城市図書情報館 2階

(2) 交付日時

交付期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く令和7年11月12日（水）から令和7年12月3日（水）までとし、発注者と協議の上、決定することとする。

(3) 仕様書に関する留意事項

ア 仕様書を適切に管理し、当該内容の提供・開示等を行わないこと。

イ 仕様書は、必要以上の複製を行わないこと。

ウ 仕様書は、本業務に係る最低限の要件であることを理解し、仕様書に記載のない改善提案（耐障害性向上、セキュリティ強化等）、費用低減提案等があれば評価を行うため、積極的な提案を行うこと。ただし、それら提案により、仕様書を満たすことができない場合は、理由等も説明すること。

エ 仕様書を満たすことができない箇所等がある場合、技術提案書内でその理由等を説明し、代替案等提示すれば、必ずしも要件を満たす必要はない。

9 仕様書に関する質問及び回答

仕様書交付を受けた者で仕様書に関する質問がある場合は、次の質問受付期間に質問書（様式第1）に記載して提出すること。

(1) 質問受付期間

令和7年12月3日（水）から令和7年12月10日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書は、電子メールに質問書（様式第1）を添付して提出することとし、電話等での質問には応じないものとする。

送信先メールアドレス：tosyo@city.anjo.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名前を伏せた上ですべて取りまとめ、仕様書の交付を受けた者に対してのみ、メールで回答する。

(4) 回答予定日

令和7年12月17日（水）までに回答。

10 技術提案書

仕様書の交付を受けた者で技術提案会（「12 技術提案会（プレゼンテーション）」参照）に参加を希望する者は、技術提案書を作成し、提出すること。

提出期間中に書類提出がなかった場合、参加辞退したものとし、理由を問わず、提出期間の延長は行わないこととする。ただし、この場合においても辞退届（様式第5）を提出すること。技術提案書提出後の辞退は、原則認めないが、やむを得ない事情が生じた場合、辞退届（様式第5）を提出し、発注者と協議の上、決定することとする。

（1）提出期間

令和7年12月18日（木）から令和8年1月14日（水）午後5時まで

（2）提出部数

紙媒体によるカラーコピー刷りを10部用意し、1部ずつA4フラットファイルに閉じて提出すること。

（3）提出方法等

提出期間内に安城市図書館まで持参（開館日の午前9時から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る）により提出すること。持参する場合は、持参する旨を事前に電話連絡（0566-76-6111）することとし、郵送する場合も提出期間内の必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、発注者は郵送事故等により提出期間内に届かない場合の責任は負わない。

提出後の書類の再提出、差し替え、追加提出は認めないものとする。ただし、技術提案書の内容を確認するため、発注者が追加資料を求めた場合はこの限りではない。

（4）技術提案書に関する発注者からの質問

発注者から技術提案書に関する質問があった場合は、書面（メール）にて回答すること。ただし、質問に伴う技術提案書の差し替えは認めないこととする。

（5）技術提案書作成における留意事項

ア 様式は任意でA4判とし、文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

イ 表紙、目次、別表などの資料を含めて各ページにページ番号を付すこと。

ウ ページ数に上限は設けないこと（任意）とし、可能な限り詳細な記述に努めること。

エ 1提案書とすること。※複数の提案書は受け付けない。

オ 専門用語の使用は可とするが、業界用語等一般的でないものは避けること。

カ 次の提案項目については、技術提案書内に詳細を記載すること。ただし、記述順番は、説明上不都合があれば変更は可とするが、それぞれの提案項目の内容がどこに記載されているか分かるよう配慮すること。また、提案項目（提案すべき内容含む）にない項目であっても技術提案上必要であれば追加の記載は可とする。

順番	提案項目	提案すべき内容
1	概要	本業務を遂行する際の方針、実施体制等の概要
2	ネットワークシステム更新に関する提案	・ネットワークシステム更新後のネットワークシステムの物理構成（ラック収容方法含む）、論理構成等のネットワーク詳細 ・調達予定機器のメーカー、スペック等の詳細 ・セキュリティの確保方法 ・信頼性（冗長性）の確保方法 ・更新計画・方法
3	プロキシサーバ及びWi-Fiインカム環境更新（構築）	・調達予定機器のメーカー、スペック等の詳細 ・更新計画・方法
4	ネットワークシステム等保守に関する提案	・機器保守対応 ・監視対応 ・障害対応 ・設定変更対応 ・運用サポート ※保守業務内で対応可能な範囲で記述すること。
5	提案金額（見積）	・ネットワークシステム等更新に係る詳細な経費の見積 ・5年間（令和9年4月1日から令和14年3月31日まで）のネットワークシステム等保守に係る詳細な経費の見積。ただし、年度ごとに係る経費の内訳が分かるようにすること。 ※提案金額（見積）は、税抜又は税込みが分かるようにすること。
6	仕様書不適合事項	・提案内容と仕様書の内容が不一致(不適合)となる事項の有無 ・有の場合は、その内容及び理由並びに不一致(不適合)を解決するための代替案等

1.1 提出書類の取扱

- (1) 提出後は、提出書類に記載された内容の変更を認めない。
- (2) 提出書類の記載内容に疑義があるときは、発注者が確認する場合がある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 本プロポーザルにて提出された技術提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。また、技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (6) 参加表明者等から提供された従業員等の個人情報等は、本プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。

- (7) 提出書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名、経歴等の個人情報に該当するものを除き原則として開示することとなる。ただし、法人その他の団体の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するものは不開示となる場合があるため、これに該当する部分があるときは、不開示としてほしい項目及びその項目ごとの具体的な理由（どのような根拠で、どのような権利利益が害されるか等）を、企画提案書の提出時に、書面により申し出ること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めたい場合は、開示することがある。

1.2 技術提案会（プレゼンテーション）

(1) 概要

技術提案書を提出した者は、技術提案会にて技術提案書に基づきプレゼンテーション、質疑応答を行う。

(2) 日時、場所等の詳細

令和8年1月中の開催を予定しており、技術提案会の詳細は、参加者に対して令和9年1月中旬（予定）に別途メールにて通知する。

1.3 優先交渉権者の選定・結果通知

(1) 選定方法

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、選定委員会において提出書類（技術提案書等）及び技術提案会の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。

(2) 審査方法

ア 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。

イ 委員ごとに「1.4 評価基準」に基づき、評価し、その合計点が高い順番に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者として選定する。なお、同数の場合は、その参加者の中で第2位を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各委員の総合計点数がより高い参加者を優先交渉権者とする。優先交渉権者が辞退した場合、または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の参加者を優先交渉権者に選定する。

ウ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の総合計点数が同点である場合は、「提案金額（見積）」（更新及び保守の合計金額）の低い者を上位とする。ただし、「提案金額（見積）」も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

エ 各個別の項目において、著しく低い点数がある場合は、優先交渉権者、次点者とはならないものとする。

オ 提案者が1者の場合であっても技術提案会を実施し、獲得した点数の合計が2割に満たない場合又は各項目において著しく低い評価となる場合を除き、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3) 選定結果通知

選定結果の通知は、令和8年2月中旬（予定）を次のとおり行うこととする。

ア 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別メールで通知する。

イ 審査結果のメール通知後、市公式ウェブサイトにて結果を公表する。

ウ 審査経過、及び審査結果に関する質問は受け付けないこととする。

1 4 評価基準

優先交渉権者の選定に際しては、次の「図書情報ネットワークシステム等更新及び保守業務に係る公募型プロポーザル 評価基準」に基づいて審査を実施する。

図書情報ネットワークシステム等更新及び保守業務に係る公募型プロポーザル 評価基準

区分		評価項目	評価の視点・指標	配点
実績点 (５％)	参加者の実績等	保有する技術者の状況及び実施体制	・本業務を遂行する上で十分な専門的知識を持つ技術者をどの程度有しているか。 ・本業務を実施する体制はどの程度期待できそうなものか。	５点
		同種又は類似業務の実績	同種又は類似する業務の実績があり、それら実績が本業務遂行に期待できるものか。	５点
技術点 (６５％)	ネットワークシステム更新に関する評価	ネットワークシステム詳細	・現行のネットワークシステムと同水準となる提案かどうか。 ・実現性のある提案内容か。 ・仕様書に記載がない、よりよい提案（ネットワーク可視化、通信速度向上等）がされているかどうか。	２０点
		ネットワークセキュリティ	・有線ネットワークのセキュリティを確保できる提案であるか。また、その水準はどの程度か。 ・無線ネットワークのセキュリティを確保できる提案であるか。また、その水準はどの程度か。 ・ネットワークセキュリティを確保する運用方法（ＰＣへの証明書設定作業等）が現実的な提案であるか。	１５点
		ネットワーク信頼性（冗長性）	・信頼性（冗長性）を確保できる提案であるか。また、その水準はどの程度か。 ・発注者で応急対応等が必要な場合、現実的な提案か。	１５点
		ネットワークシステム更新計画及び方法	・更新に伴うネットワーク停止時間は、どの程度であるか。またそれは最低限と考えられるものか。 ・現行のネットワーク機器との並行稼働が考慮されているか。 ・更新計画及び方法が現実的な提案であるかどうか。	１５点
		プロキシサーバ及びＷｉ－Ｆｉインカム環境更新（構築）に関する評価	構築及び保守に関して	・仕様書要件を満たしているか。 ・現設定の引継ぎは可能か ・運用後安定的な保守が可能な提案かどうか？
	ネットワークシステム等保守に関する評価	ネットワーク監視	・ネットワーク障害を検知した場合、発注者及び受注者双方で検知できる提案であるか。 ・様々なパターンを想定してネットワーク障害を検知できる仕組みになっている提案か。	１５点
		ネットワーク障害対応	・市民サービス及び通常業務への影響を考慮した障害対応方法等が提案されているか。 ・障害発生時の対応としてどの程度期待できるものか。	１５点
		ネットワーク設定変更対応	・保守業務の範囲内でどこまでネットワーク設定変更に対応してもらえるか。また、その回数はどの程度か。 ・ネットワーク停止作業に伴う設定変更作業は時間外で対応可能かどうか。	１５点
		運用サポート	運用サポートはどの程度期待できるものか。	５点
価格点 (３０％)	提案金額（見積）	ネットワークシステム等更新に係る金額	最低見積金額／当該参加者の見積価格×３０点で計算 ※小数点以下は切り捨て	３０点
		ネットワークシステム等保守に係る金額	最低見積金額／当該参加者の見積価格×３０点で計算 ※５年間（令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで）の保守金額の合計で評価（計算） ※小数点以下は切り捨て	３０点
合計				２００点

1 5 失格の条件

以下の条件に該当する場合、失格になる場合があるので留意すること。

- (1) 提出書類に不備、不足があった場合
- (2) 提出書類の提出方法、提出先または提出期間内に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽が記載されている場合
- (4) 技術提案書及び工程表作成のための仕様書等に示された要件に適合しない場合
※仕様書を満たすことでできない箇所等がある場合、技術提案書内でその理由等を説明し、代替案等提示すれば、必ずしも要件を満たす必要はない。
- (5) 技術提案書及び工程表に虚偽の記載があった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (7) 技術提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (8) 図書情報ネットワークシステム等更新業務の提案金額（見積）が限度額を上回った場合

1 6 契約交渉・締結

- (1) 選定委員会が選定した優先交渉権者（受注者）と発注者が協議し、図書情報ネットワークシステム等更新業務について、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。この仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、優先交渉権者と発注者との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は図書情報ネットワークシステム等更新業務限度額を超えないものとする。
- (3) 優先交渉権者と発注者との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととする。

1 7 その他

- (1) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (2) 技術提案書作成費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (3) 本プロポーザルに係る発注者からの参加報酬はないものとする。
- (4) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (5) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (7) 何らかの理由において辞退する場合は、辞退届（様式第5）を提出するものとする。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受ける ことはない。

18 事務局（各種書類の提出先等）

安城市 市民生活部 アンフォーレ課図書情報係

住所：〒 446-0032 安城市御幸本町 504 番地 1

電話： 0566-76-6111 （休館日は不通のため翌日以降連絡すること）

F A X： 0566-76-0066

電子メールアドレス： tosyo@city.anjo.lg.jp